

総会運営規則

(目的)

第1条 この規則は公益社団法人上秋津愛郷会定款に基づき、社員総会の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(正会員の出席)

第2条 総会に出席する正会員は、会場の受付において、その資格を明らかにしなければならない。

2 正会員の議決権を委任された正会員は委任状の提出等によりその資格を明らかにしなければならない。

(傍聴人)

第3条 総会の傍聴を希望する者は総会での同意を経て傍聴することができる。

(議長の権限)

第4条 議長は総会の秩序を維持し、議事を整理する。

議長は議事を円滑に進めるために必要と判断するときは、次の者に対して退場を命じることができる。

- 1) 正会員の資格を有しないことが判明した者
- 2) 議長の指示に従わない者
- 3) 総会の秩序を乱した者

2 議長は、議長の指示に従わない発言、議題に関係しない発言、他人の名誉を毀損し又は侮辱する発言、その他議事を妨害し又は議場を混乱させる発言に対し注意を与え、制限し又はその発言を中止させることができる。

(定足数の確認)

第5条 議長は、総会の開会に際し、事務局に出席者数を確認させ、会場に報告させなければならない。

(理事等の報告又は説明)

第6条 議長は必要と認めるときは、理事及び監事に対し議題に関する事項の報告又は説明を求めることができる。

2 正会員が理事又は監事に対し特定の事項について説明を求めるときは、議長は理事又

は監事に対し説明を求めなければならない。ただし、当該事項が当該総会の目的である事項に関しないものである場合、またはその説明をすることが正会員の共同の利益を著しく害する場合その他正当な理由がある場合と議長が認める場合はこの限りではない。

(議事進行動議)

第7条 正会員は、総会の議事進行に関して、動議を提出することができる。議長はこの動議について速やかに採決しなければならない。ただしこの動議が、総会の議事を妨害する手段として提出されたとき、不適法又は権利の濫用にあたる時、その他動議に合理的な理由のないことが明らかなき場合は直ちに却下することができる。

(議長不信任動議)

第8条 議長不信任動議が提出されたときは、議長は速やかに採決しなければならない。
2 議長不信任動議が決議されたときは、事務局が仮議長となり、その総会の議長を出席正会員の中から選出する。

(採決)

第9条 議長は、議題について質疑及び討論が尽くされたと認められるときは、審議終了を宣言し、採決することができる。
2 議長は、一括して審議した議題については、一括して採決することができる。ただし、理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに採決を行わなければならない。
3 議長は、議題原案に対して修正案が提出された場合には、原案に先立ち修正案の採決を行う。
4 議長は、採決について、賛否を確認できるいかなる方法によることもできる。

(議事録)

第10条 総会の議事については、書面をもって議事録を作成しなければならない。

附則

この規則は平成24年4月1日から施行する。